

▶下呂温泉・瑞浪ゆったりクーポン事業概要

(1)クーポンの概要

- ①名称 下呂温泉・瑞浪ゆったりクーポン（以下、クーポン）
- ②発行者 瑞浪市観光協会
- ③発行形態 紙媒体のクーポン
- ④発行券種 紙クーポン：券種 1,000 円 1 種類
- ⑤配布期間 令和 5 年 11 月 23 日（木祝）～ ※無くなり次第終了
- ⑥有効期間 令和 6 年 1 月 31 日（水）

(2) クーポンの配布方法

- ・宿泊施設がチェックイン時にクーポンと案内チラシを大人 1 名 1 泊につき配布する。
- ・チェックアウト時に宿泊内容の変更等（例：滞在日数の短縮）があった場合であってクーポンの付与枚数が減少する場合には、旅行者からクーポンの返還を求める。

(3) クーポンの取扱いに関する留意事項

- ・クーポンは商品の販売又はサービスの提供などの取引において利用可能
- ・クーポンと現金の交換は禁止
- ・クーポンの券面以下の金額の利用の場合であっても、お釣りは渡さない。

- ・クーポンによる支払で不足する分は現金等で収受する。
- ・クーポンを利用して購入した商品またはサービスの返品の際の返金は不可。
- ・クーポンの盗難・紛失又は偽造・変造・模造等に対して、観光協会は責を負わない。

(4) 対象商品等

- ・商品券は、加盟店のすべての商品及びサービス等について使用できるものとする。但し、次に該当するものは対象外とする。

(A) 換金性の高いもの

商品券・プリペイドカード・切手・印紙・図書券等の金券・土地・家屋などの不動産、有価証券等の個人の出資や宝くじ等

(B) 各種公共料金などの支払い

電気・LP ガス・水道・NHK 受信料・公共料金サービス・市指定ごみ袋

(C) 国又は地方公共団体への支払い

(D) 風俗関係・公序良俗に反するもの

(E) その他、販売や提供が法令等に違反するものやクーポン券発行事業の趣旨にそぐわないもの

たばこ、パチンコなどのギャンブル、自社商品の購買、事業活動に伴い発生した支払、宗教活動、政治活動に

関わるもの、その他、観光協会がクーポン券発行事業の趣旨にそぐわないと判断したもの